

各位

令和5年6月20日

中ノ郷信用組合  
会計バンク株式会社

## 会計バンク株式会社と中ノ郷信用組合が連携

～ 会計バンク株式会社と請求書サービスに係る業務提携を締結～

中ノ郷信用組合（本店：東京都墨田区、理事長：吉川 洋之）「以下、当組合といたします。」と会計バンク株式会社（本社：東京都千代田区、社長：反町 秀樹）「以下、会計バンクといたします。」は、令和5年5月2日に請求書サービスに係る業務提携に合意したことをお知らせいたします。

また、あわせて当組合は、同日より、会計バンクが提供するインボイス制度<sup>※1</sup>に対応した請求書サービス「スマホインボイス FinFin」<sup>※2</sup>などを当組合のお客様に紹介するサービスを提供しております。

「スマホインボイス FinFin」は、インボイス対応の請求書を月10枚までなら無料で発行（請求書受取は上限なく無料）、メールでの請求書のやり取りも可能としており、手軽に今すぐ利用したいといった要望にも応えられるサービスとなっております。

なお、サービスを提供する会計バンクは、ソリマチグループから生まれた Fintech 企業であることから、会計の分野で長年培ってきた顧客満足度の高いサポート体制、全国各地の営業所・営業社員による団体向け勉強会、セミナーなどの実績があり、当組合及びその組合員向けサポート体制が万全に準備されております。

地域密着型の対面営業に強みを持つ当組合とインターネットなど非対面で先駆的なサービスを提供する会計バンクが両者の強みを融合し、セミナー等を通じた制度理解の向上活動、インボイス制度に対応した請求書サービスなどを当組合のお客様に提供または紹介いたします。

今後も当組合と会計バンクは、この度の業務提携を通じて事業者間のデジタルインボイスを促進し、中小規模事業者の DX 普及、業務効率化に寄与してまいります。

※1 複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式で、2023年10月1日から導入されます。インボイス制度導入後、仕入税額控除を受けるためには、一定の要件を満たした適格請求書（インボイス）の発行・保存が必要になる制度の事です。

※2 <https://www.finfin.jp/sp-invoice/>

### <本件に関するお問い合わせ先>

中ノ郷信用組合	事務部	TEL： 03-3622-7131
会計バンク株式会社	吉井・小林	TEL：080-4192-5637

以上